

NEWS RELEASE



平成 25 年 11 月 22 日

個人情報の不必要な開示について

—お客様の個人情報は該当ありません—

ハートフォード生命保険株式会社(本社:東京都港区、代表取締役社長:ジェニファー・スパークス)では、保険契約の差押えや破産管財手続きに伴う解約・年金支払の手続きにおいて、開示する必要のない差押債権者様・破産管財人様の個人情報を、ご契約者様・年金受取人様に開示していたことが判明しました。

なお、保険契約に関するお客さま(ご契約者様、被保険者様、年金受取人様等)の個人情報について不必要な開示を行った事例はございません。

個人情報の管理につきましては、従来社内で徹底を図ってまいりましたが、今回の件で、お客さまならびに関係者の方々にご心配、ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

<個人情報の内容>

保険契約の差押債権者様・破産管財人様による解約・年金支払の手続きにおいて、合計 24 件(名寄せ後 23 人)の個人情報を、ご契約者様・年金受取人様に対して開示していたものです。

開示先	開示した個人情報	人数
ご契約者様・年金受取人様	差押債権者様・破産管財人様の口座情報 (銀行名・支店名・預金種目・口座番号・口座名義)	23 人

なお、現在のところ、本件に関する個人情報が不正に利用された事実は確認されておりません。

<該当する差押債権者様・破産管財人様への対応>

口座情報をご契約者様・年金受取人様に開示していた差押債権者様・破産管財人様に対して、本件発生のお詫びならびに本件に関するお問合せ先を記載した文書を送付いたしました。

<発生原因と再発防止策>

当社では、解約および年金支払の手続きにおいて、お支払いが完了した口座情報を手続完了通知に記載し、ご契約者様・年金受取人様に送付しておりますが、差押債権者様・破産管財人様といったお客さま以外の方からの支払請求手続きにおいても、同通知をご契約者様・年金受取人様に送付していたことが原因です。

今回の事態を踏まえ、差押債権者様・破産管財人様からの支払請求手続きにつきましては、開示する必要のない情報をご契約者様・年金受取人様に対して送付する手続完了通知に印字しないよう対応しております。また、個人情報が記載された書類の点検および事務手順の改正等を行い、再発防止に努めてまいります。